



平成 26 年 8 月 22 日

各 位

会 社 名 新 晃 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 武 田 昇 三
(コード番号 6 4 5 8 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 取 締 役 津 澤 勲
兼 専 務 執 行 役 員
T E L (0 3) 5 6 4 0 - 4 1 5 5
(0 6) 6 3 6 7 - 1 8 1 1

自己株式の処分及び株式売出しに関するお知らせ

平成 26 年 8 月 22 日開催の当社取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社グループは、「快適環境の創造」を事業領域とし、「豊かな創造力と誇れる品質」を経営理念に掲げ、顧客をはじめ社会や社員に対し「信頼と満足」を普遍的に提供することを目指しております。

当社は業務用空調機器のメーカーであり、製品は、オフィスビル、工場、官公庁舎、病院、教育・研究施設、各地のドームなどの特殊な空調が求められる大型の建築物などに使用されます。これら建築物の空調を行うには、気流制御・温湿度制御など建物ごとに個別の仕様があるため、ほぼ全ての製品に個別設計が求められます。昭和 25 年 6 月の創業以来、当社は業務用空調機器の専門メーカーとしてお客様の個別の仕様ニーズに技術力をもって応えてきた結果、多くの上記国内主要建築物に当社製品をご採用いただいております。また、グループ内に有する製品開発から製造・販売・保守までの一貫体制並びに多くの納入実績を通じて蓄積した技術ノウハウを海外グループ会社に展開するなどアジア事業にも注力しております。

これまで業務用空調機器の専門メーカーであることに集中してきた当社グループであります。今後持続的な成長をしていくためには、新たな収益基盤の確保が必要不可欠と考え、平成 25 年 4 月、ビル管理事業等において堅実な実績を持つ千代田ビル管財株式会社を完全子会社化いたしました。当社が事業領域とする「快適環境の創造」に対しビル清掃業務を行う同社を迎え入れたことによって、当社グループは新たな一步を踏み出しております。

千代田ビル管財株式会社の子会社化によって、同社の優良な財務内容並びにストック型の事業を取り込むことによるグループ安定収益への貢献が果たせつつあります。今後は千代田ビル管財株式会社との販売面での協力による相乗効果を発揮させるほか、同社に対し、当社が平成 24 年 5 月に完成させその効果が実証済みの受注管理システム構築・労務管理ノウハウを提供するなど、同社事業の収益向上を図ってまいります。

なお、今回の自己株式の処分により調達した資金は、上記千代田ビル管財株式会社子会社化に伴い金融機関から借入れた短期借入金 1,500 百万円の返済資金及び運転資金に充当する予定であります。当該返済によって自己資本比率を向上させ、更なる発展のための財務基盤を強化してまいります。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,450,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成26年9月1日(月)から平成26年9月4日(木)までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 払込期日 平成26年9月8日(月)から平成26年9月11(木)までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 武田昇三に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 210,000株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われな場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 野村證券株式会社
- (3) 売出価格 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から210,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 武田昇三に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 第三者割当による自己株式の処分（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募集株式の当社普通株式 210,000株
種類及び数
- (2) 払込金額の処分価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払
決定方法 込金額と同一とする。
- (3) 割当先 野村証券株式会社
- (4) 申込期間(申込期日) 平成26年9月24日(水)
- (5) 払込期日 平成26年9月25日(木)
- (6) 申込株数単位 100株
- (7) 上記(4)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、募集を打切るも
のとする。
- (8) 払込金額、その他本第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、
代表取締役社長 武田昇三に一任する。
- (9) 上記各号については、本第三者割当による自己株式の発行価額(払込金額)の総額が1億円以
上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による自己株式の処分(一般募集)」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受会社である野村証券株式会社が当社株主から210,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、210,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成26年8月22日(金)開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式210,000株の第三者割当による自己株式の処分(以下「本件第三者割当」という。)を、平成26年9月25日(木)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年9月17日(水)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村証券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じ、当社普通株式を取

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

得する予定であります。そのため本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2. 今回の一般募集及び本件第三者割当による自己株式数の推移

現在の自己株式数	1,671,736株	(平成26年7月31日現在)
一般募集による処分株式数	1,450,000株	
一般募集後の自己株式数	221,736株	
本件第三者割当による処分株式数	210,000株	(注)
本件第三者割当後の自己株式数	11,736株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による自己株式の処分」の募集株式数(処分株式数)の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、処分が行われた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

一般募集及び本件第三者割当に係る手取概算額合計上限1,668,408,200円については、1,500,000,000円を平成26年9月末までに、千代田ビル管財株式会社の全株式取得のために金融機関から借入れた短期借入金(借入総額1,500,000,000円)の返済資金に充当する予定であります。残額が生じた場合は、平成27年3月末までに運転資金に充当する予定であります。運転資金については、今後の取引先拡大、売上増加に伴う売掛金の増加に対応するためのものです。

なお、当社は、平成25年4月2日に、千代田ビル管財株式会社の発行済株式の全部を取得し子会社化するために株式譲渡契約の締結を決議し、同日当該契約締結並びに発行済株式の全部を取得しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達は、当社グループの中長期的な経営基盤の強化並びに業績の向上に資するものと考えております。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

財務体質の強化及び業容拡充を図る一方、株主各位に対して安定配当を維持することを基本とし、業績動向を勘案しつつ積極的な利益還元を行っていく所存であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保金につきましては、長期的な視野に立ち、経営体質の強化並びに将来の事業展開に活用してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
1株当たり連結当期純利益	95.48円	125.39円	85.98円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	14.00円 (4.00円)	18.00円 (6.00円)	18.00円 (8.00円)
実績連結配当性向	14.7%	14.4%	20.9%
自己資本連結当期純利益率	14.8%	16.5%	9.8%
連結純資産配当率	2.2%	2.4%	2.0%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（純資産合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値であります。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値であります。
4. 平成25年3月期の1株当たり年間配当金18.00円は、記念配当2.00円を含んでおります。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始 値	284 円	392 円	880 円	979 円
高 値	409 円	966 円	1,030 円	1,170 円
安 値	250 円	333 円	670 円	914 円
終 値	395 円	880 円	973 円	1,087 円
株価収益率	4.1 倍	7.0 倍	11.3 倍	—

(注) 1. 株価は、平成25年7月16日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、平成24年12月3日から平成25年7月12日までは大阪証券取引所市場第一部におけるもの、それ以前は大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

2. 平成27年3月期の株価については、平成26年8月21日(木)現在で表示しています。

3. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社明晃は野村証券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。